

平成 2 9 年 8 月 1 0 日

碧南市職員の処分について

職員の懲戒処分を行ったので、碧南市職員の懲戒処分の公表基準に基づき、公表します。

処分に係る職員の所属、職、氏名及び年齢	市民病院 病院長 （6 7 歳）
処分の内容	減給 1 0 分の 1 3 か月
処分の理由	（概要） 碧南市民病院の元歯科医師による損害賠償請求について、判決で賠償金の支払いが確定した。これは、病院長による退職勧奨の方法が違法（社会的相当性を欠く行為）であったためであり、市に多大なる損害を与えた。 （処分理由） 地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（法令違反及び職務上の義務違反）に該当するものとして処分を行った。
処分年月日	平成 2 9 年 8 月 1 0 日

【問合せ先】

碧南市総務部 経営企画課 人事係

電話：0566-41-3311 （内線 223）

FAX：0566-48-0077

E-mail：jinji@city.hekinan.lg.jp